

環境試料中の放射能測定結果（2013年5月分）

2013年5月31日までに取りまとめたセシウム134およびセシウム137の測定結果は以下のとおりです。

降下じんにおいて、セシウム137が検出されましたが、調査期間において県内の原子力施設からの異常な放出はなく、東京電力福島第一原子力発電所の事故以前の測定値と同じ水準であることから、過去の大気圏内核実験等に起因するものと考えられます。

この放射性核種は微量であり、健康に影響を与えるレベルではありません。

なお、5月までのモニタリングステーション等にて計測されている空間放射線量率に異常は認められておりません。

試料名	採取地点	採取年月日	単位	<sup>134</sup> Cs (セシウム134)	<sup>137</sup> Cs (セシウム137)	基準値等※1に対する割合
降下じん	再処理敷地内 露場	2013. 3. 29～ 2013. 4. 30	Bq/m <sup>2</sup>	ND	0.2	
湖沼水	尾駸沼1	2013. 4. 11	mBq/ℓ	ND	ND	
	尾駸沼2	2013. 4. 11		ND	ND	
井戸水	尾駸1	2013. 4. 5		ND	ND	—
	尾駸2	2013. 4. 5		ND	ND	—
海底土	放出口 付近	2013. 4. 16	Bq/kg乾	ND	ND	
	放出口 東1km地点	2013. 4. 16		ND	ND	
	放出口 西1km地点	2013. 4. 16		ND	ND	
	放出口 南1km地点	2013. 4. 16		ND	ND	
	放出口 北1km地点	2013. 4. 16		ND	ND	
	放出口 南3km地点	2013. 4. 16		ND	ND	
	放出口 北3km地点	2013. 4. 16		ND	ND	
	物見崎沖	2013. 4. 16		ND	ND	

— : セシウム134およびセシウム137の測定値が定量下限値未満の場合記載。

△ : セシウム134およびセシウム137に係る基準値等が定められていない試料。

Bq : 放射能の単位。1Bq（ベクレル）は、1秒間に1個の放射性核種が壊れて別の物になること。

ND : 定量下限値未満を示す。定量下限値とは、分析の測定条件や測定精度を一定の水準を保つことを目的に、正確に測ることのできる下限の値をいいます。

※1 : セシウム134およびセシウム137に係る基準値等

食品衛生法の基準値（飲料水）（セシウム134+セシウム137） : 10Bq/kg（2012年4月1日設定）

環境試料中の放射性核種の定量下限値

試料	単位	<sup>134</sup> Cs (セシウム134)	<sup>137</sup> Cs (セシウム137)
大気浮遊じん	mBq/m <sup>3</sup>	0.02	0.02
降下じん	Bq/m <sup>2</sup>	0.2	0.2
河川水	mBq/ℓ	6	6
湖沼水	mBq/ℓ	6	6
水道水	mBq/ℓ	6	6
井戸水	mBq/ℓ	6	6
河底土	Bq/kg乾	3	3
湖底土	Bq/kg乾	4	4
表土	Bq/kg乾	3	3
牛乳(原乳)	Bq/ℓ	0.4	0.4
農産物	Bq/kg生	0.4	0.4
淡水産物(ワカサギ)	Bq/kg生	0.4	0.4
海水	mBq/ℓ	6	6
海底土	Bq/kg乾	3	3
海産物	Bq/kg生	0.4	0.4